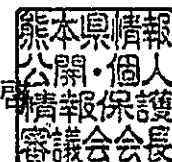


情個審答申第5号  
令和3年(2021年)8月16日

熊本県知事様

熊本県情報公開・個人情報保護審議会  
会長 馬場



熊本県地域医療等情報ネットワーク（くまもとメディカルネットワーク）を活用した新型コロナウイルス感染症に係る宿泊療養施設入所者の情報共有事務について（答申）

令和3年(2021年)7月29日付け健づ推第488号で諮詢のあったことについては、熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第2号の規定に基づき、下記のとおり、適当であると判断する。

記

【個別事項】

システムの名称 ※ [ ] は運用開始時期	担当課	提供する個人情報の類型	提供する個人情報の内容	提供先	システムの概要	基準1 公益上の必要があること	基準2 個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められること
熊本県地域医療等情報ネットワーク（くまもとメディカルネットワーク） [R3.8] (予定)	健康づくり推進課	宿泊療養施設入所者	くまもとメディカルネットワークへの参加を同意した入所者の日々の健康観察票、診療、調剤、検査データ	くまもとメディカルネットワークを利用している医療機関の中での参加者で参加者が共有を希望したデータ	県内の医療・介護関係機関を、ICT（情報通信技術）を活用したネットワークでつなぎ、参加者の診療、調剤、介護に必要な情報を共有する	(1) オンコール医師・看護師と医療機関との間で入所者の情報とを共有することで、速やかに外来受診や入院調整を行うことができる、円滑に宿泊療養から治療へ移行させるとが可能となる。 また、事務事業の効率化の点では、入所者により、質の高い医療・介護サービスに活かすもの。	(1) 個人情報の改ざん、滅失、毀損及び漏えい等の防止のための適切な措置が講じられている。 (2) 提供の相手先においても適切な保護措置が講じられている。

						(2) 入所者の重症化を防ぐためには、入所者の体調・症状の変化に応じて速やかに治療方針を決定する必要があることから、入所者の体調・症状を経時的に把握する必要がある。メディカルネットワークを活用し、入所者の経時的变化を記録し、受診医療機関へ提供することで、早期に治療を行うことができる。	
--	--	--	--	--	--	--	--